
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.143 2018/11/28

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令公布

11月26日、標記政令及び省令の改正が官報に登載され公布された。

政令は、「食品衛生法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、平成31年4月1日とする」とするもので、附則第1条第2号に掲げる規定は、国及び都道府県等の相互連携を規定した改正法第21条の2、広域連合協議会を規定した同法第21条の3、食中毒の原因調査等の協議会の開催等を規定した同法第60条の2及びこれらに関連する改正規定の施行期日は平成31年4月1日とするものである。

省令は、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び食品衛生法第21条の3第1項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」として公布され、施行規則の第21条が次の通り改正され、同規則第22条及び第23条が削除された。施行期日は平成31年4月1日である。

第21条 法第21条の3第1項の広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設ける。

官報

<https://kanpou.npb.go.jp/20181126/20181126h07396/20181126h073960002f.html>